

## 【重要】届出する前に、必ずお読みください

1. 届出用紙の提出に、必ずジェイティ健保に連絡してください。

**連絡先** ジェイティ健保 給付担当

**電話：03-6636-2002（平日9:00~17:40）**

なお、連絡の際は以下事項をお聞きしますので準備をお願いします。

- ① 該当者
- ② 事故発生日
- ③ 事故の概要（けがの状態や警察への届出など）
- ④ 相手方の保険加入状況
- ⑤ 保険証使用の状況 など

2. 業務上、通勤途上の事故等は、労災保険の対象となり、保険証を使用しての治療はできませんのでご注意ください。労災保険の手続きは事業主（会社）、管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

3. 交通事故や傷害事件等によるけがをした場合は、

『第三者の行為による傷害事故届』（給 16 裏面）をお読みください。

4. 自損事故によるけがをした場合は、

『自損事故による傷害事故届』（給 17 裏面）をお読みください。

## 自 損 事 故 に よ る 傷 害 事 故 届

被保険者証の記号番号	記 号	番 号	フリガナ		
			被保険者氏名		
事業所名 (所属部署)			被保険者との続柄		
フリガナ					
負傷した者の氏名					
事故発生状況	発生年月日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 令和		公私等の別	
					・勤務中 ・通勤途上 ・私用
	発生状況	(どのような状況で)			事故当日の天候
	事故の種類	・自動車事故 ・バイク ・その他 ( )			
	警察への届出	・届出済 ・届出ていない (理由 )			
医師の診断書	・取得済 ・取得できない (理由 )				
傷 害 の 程 度					
上記のとおり届出します。					
ジェイティ健康保険組合 理事長 殿		令和 年 月 日			
被保険者 (届出者)		住 所			
		電話番号 ( )			
		氏 名			



健保受付日付印

## 自損事故による負傷の治療に被保険者証を使用するとき

\*健保組合は、届出によって事実の確認（確定）をする必要があり、また給付制限に該当しないことを合わせて確認しますので届出にご協力下さい。

健保組合に無断で健康保険被保険者証を使用することのないよう留意してください。  
また健保組合からの問合せなどには、誠意をもって対応して下さい。

### 1. 届出書類

◎被保険者は届出書類を直接、健保組合に送付して下さい。  
〒105-6927  
東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 神谷町トラストタワー  
ジェイティ健康保険組合 給付担当宛

- (1) 「自損事故による傷害事故届」（給17）
- (2) 医師の診断書（原本または写し）  
※ただし、写しを添付した場合に後日、必要により原本の提示を依頼することがあります。
- (3) 事故証明書（自動車安全運転センター発行）（原本または写し）  
※ただし、写しを添付した場合に後日、必要により原本の提示を依頼することがあります。
- (4) 念書（給17-添付1）
- (5) 事故発生状況報告書（給17-添付2）